

賀来（加来）ものがたり
（史料編）

目次

一 賀来（加来）関係文献の抄録

大宮司経妙申状案

由原宮神官社司等申状弁具書等案

賀来社宮師跡由来書

宮師金蔵院歴代次第

由原宮師次第

豊後國凶田帳（抄）

田叢史豊後國凶田帳考証

賀来氏来歴覚

賀来の騒動

賀来（かく）大分市（角川日本地名大辞典）

大神朝臣

大物主神

大田田根子命（オオタタネノミコト）

大郡主命および大友主命

大友主命から広目の兄子首（オビト）

緒方氏繋ぎの城

二 大神名目氏の系譜の抄録その二

大神姓緒方系賀来氏系図抄（豊後国誌）

佐田賀来氏（佐田山蔵塔の原）系図抄（長崎 賀来修氏）

豊後國大神氏系図（都甲文書）

大神大野氏系図抄

大神氏系図（小山田文書）

一 賀来（加来）關係文献の抄録

大宮司経妙申状案

「正応二年三月大宮司記録御縁起」

右謹考旧記、当社者

八幡三所之靈廟四海援護之神祠也、淳和天皇御宇天長四年五月五日延曆寺聖人金龜和尚參詣宇佐宮、一千日參籠之間、誦誦一乘妙典勤行兩部秘法、奉增尊神威光奉祈天長地久以同七年三月三日寅時蒙示現稱五欲垂跡豐後國某所任彼処可有其驗云云、即不違靈夢之告、同年七月七日大菩薩之御初衣翔大虛、自宇佐宮移賀来社座、其形八足白幡也、八幡宝号此時已顯、和尚、即依令經奏聞給、右大臣夏野卿奉勅宣仰国司大江宇久、承和三年自被造進宝殿以降、為一國大嘗令勤行祭祀、国司每任所被調進大神宝御初拜也凡和光同塵之靈応、遍照九野濟生利物誓益弘歸八丁緩一條院御宇長徳四年、始而如宇佐宮每三十三ヶ年為大宮司之沙汰所奉造替宝殿以下殿舎也、其体殆不劣宇佐宮者也、宇佐則九州一同之大嘗、当社是是賀来庄之微力也、田代僅二百三十町、其内百余町者引募神事立用、除常荒河也、残以狭少之地致莫大之勤、不堪之至尤可足高察、而自去弘安七年相当干造替年記之間、任先規造替之處、当庄地頭願蓮抑留年年之乃貢乃間、就令言上関東、去弘安八年預御下知、緩願蓮違背御下知不致其弁、剩押取宮大工給田令押領百姓等田畑亦当庄内平丸保年貢者、願蓮与雜掌同意抑留之間造替干今不事行、於前々者為社家一向進止之地、大宮司平均庄務之故、雖終其大功、於今者、被妨地頭之非法、難給社家之造營者也、凡当社者為大宮司一円之地令管領之處、鳥羽院御時大宮司大神広房蒙勅勸、乃贈左大臣家時信卿拜領之、有次第御相伝、勘解由少路殿一條前左大将家御後室積太夫殿御女御領也、於大宮司職者、養和元年平章妙令拜任以來、至干頼妙・盛妙・有妙・経妙五代相伝、更以無相違、緩願蓮之曾祖父佐伯三郎惟家治承三年、始而自領家被補任干下司職、同四年上表之、文治三年又不可背領家所命之由、書進起請文令還補、令相伝干子息惟頼之處、依背領家所命、健保四年被改易惟頼、以文章生清隆被補任、令造進東大門、而願蓮之亡父小次郎惟綱法師法名頼阿童名鬼丸之時、貞応三年始而雖給地頭職御下文、追祖父親父之跡可致沙汰之由、被成下御下知、且此等子細聞

東代々御下知明白也、而願違背御下知、背先例超亡父非法張行之余、押領神宮供僧名至百姓等田地、押取宮大工給之間、造替之違乱社壇之荒廢、職而莫不由斯、乃注進言上如件、

正応二年三月日

大宮司平經妙上

(大分県史料 9 - 47)

由原宮神官社司等申状并具書等案

右当社者 一朝之宗廟 八幡之別宮也、

淳和天皇御宇天長七年、大菩薩御初衣翔大虚自宇佐宮移賀来社、其形八足之白幡也、八幡宝号比時忽顯一天、崇敬遂季弥新、乃右大臣夏野公奉勅宣仰国司大江宇久承和三年造進神殿被寄封戸、而

一條院御宇長徳四年、以賀来莊為其料所、模宇佐宮乃例迎三十三年所奉造替殿舎也、緩料所狭少、役人緩怠之間、式年正応・元享兩度造替令延引、棟梁既及汚損、雨露奉侵神体、再興 期顛倒待時者也、次大神宝御初拝役者、以当国阿南庄為一円神領、每迎六箇年奉調進之条、天福 官符 えん也、雖相当元弘式季、依名主等之不法干今所令延引也、神怒何幾、冥慮難測、加之、恒例之祭祀、月並之神事、累年凌急追月若亡、神官鬱胸、社司愁訴、何事如之乎、然早被成下吹拳御教書興覆廟壇、遂行造営以下神事、為奉祈御願成就、粗言上如件、

建武四年正月 日

(大分県史料 9 - 75)

賀来社宮師跡由来書

宮師跡由来

豊之後州一宮賀来社由原山与宮師職卜者、昔日金龜和尚之旧跡也、彼ノ上人依大願望二、豊前国宇佐宮參籠、被勤行妙経両部之秘法ヲ随テ此ノ大法成弁ノ功力ニアニ ン神感耶、因テコレ天長七年七月初七日大菩薩当山ニ奉テヨリ為成セ御影向ヲ以来夕御託宣ニ云、於和尚ヲ本宮ノ師ト有リ宣言、従リ是二号又宮師ト、是則チ左大臣学頭ノ蒙リ家ヲ、直帝ヲ請シ 分明也 斯砌ヨリ以来、神領代々無ク怠慢、当繁栄云云、然八即チ大昔威力増益ニシテ靈験倍々顕然ト見タリ、和尚則此山開基ノ元祖可キ成ラセ給フ、和尚源修律師ニ宮師ヲ有リ相統、源修ト申者、人王第五五代文徳天皇之王子ニテ御座ス、諒当寺先師ノ由緒子間窺ニ愚案ルニ、皆蒙昧ニシテ不ト知ラ其ノ用ヲ、然ル時二律師妻帯ト成ラセ給ウ、宮師代 之 残令為メンカ相属セ也、他人ニ莫レト跡ヲ讓ル

事云云、然所ニ従リ和尚第三十代秀清宮師無ク男子女子一人有リ、其ノ節賀来ノ地頭民部少輔ニ因テ無妻彼ノ以テ娘娶ス之ニ、民部少輔ニ男子二人出来、次男号ス八房丸ト秀清遷化ノ時、彼宇八房丸宮師跡ヲ付属セント所希フ也、順テ秀清遺戒ニ其ノ祖母、大友義鎮公ニ斯由遂ケ注進ヲ、太守モ頗ル感悦ニ思食シ、御奉書等被下シ置力レ、即子件ノ祖母八房丸ヲ養育シ、為セ遂ケ出家ヲ称ク宮師豪栄ト、斯ノ時代迄者屋形当国ニ有リ居城此山ノ神領不限ヲ、一国ノ内、以テモ他国端々ヲ、被ル寄付ト、加ス之、宮師供僧神官及フ己下迄、荣昌盛ナリ、然八即子屋形代々神領許状旧記等干今ニ大概有リ之、其後大友家帰伏シテ耶蘇宗ニ、神明仏陀ノ冥加遠離シ当国没落ス、京家ニ趣キ社領空ク成ヌ、宮師諸社家人等難儀此ノ節也、就中大宮司者因テ難ニ遂ケ堪忍奉ツリ御神ヲ見、離山牢人ノ境界ト成リ往キ、中国萩ト言フ所ニ栖ヲ成ナシ、其ノ外に神官社人等を悉く減じ雖モ然リ、豪栄ハ難儀を顧みず逼迫の道理を、御神の厚恩依難忘、無懈怠社役相勤来リ剩ヘ坊中社人ヲ建立シ、其上遷宮還宮ノ社役領ニケ度被ル勤仕、ニ以中興開山ノ宮師也、然ル所、大宮司依テ退転ニ豪栄自身姪子ヲ取立、豪栄隱居所・居屋敷等 田畑ヲモ譲リ、社役名字ヲモ許容シ、干今漸ニ代相統ノ權大宮司也、亦豪栄ノ直弟宮内卿ト言テ雖モ有リ之、若年ニシテ逝去ス、依テ之レニ甥ノ豪山宮師相統シ、豪栄八七五ニシテ遷化アリ、即チ豪山社法ヲ如ク師伝ノ被ル勤メ、其ノ比口府中城主日根野織部正吉明公、宮師衆徒等清僧ニ可キ改心底依テ頻リニ被仰付ケ此ノ意趣、豪山答曰ク、当山ノ社僧宮師代々衆徒中妻帯ニテ相勤来、神納受ニモヤアラン、從ヒ雖モ為リト御定ハバカル神慮ヲ則ンハ如何ン、時吉明公御立腹不浅、種々ノ御言等有リ之、守護ノ命任セ難ニ違背シ此ノ代ヨリ社僧中清僧ト改メ、豪山ノ直弟豪憲ニ宮師役付属有リ、此豪憲ヨリ清僧ヲ立、官位ニ進ミ宮師職ヲ勤仕、豪憲自身ノ甥予豪政ニ宮師ヲ被レ許、某ニ至ル迄開山自リ和尚以来三十四代無ク怠転、当山ノ社法職支配等、如ク往古ノ代々相伝ノ旨、丁寧ニ欲ル令メン勤仕セ社也、(大分県史料 9 - 219)

宮師金蔵院歴代次第

金龜和尚当山開基称当院第一世、第二世源修律師号今宮、三世叡世(勢)、四世寿如、五世正与(誉)、六世仙照、七世皇慶、八世如寿、九世仁円、十世快円、十一世慶仁、十二世仁算、十三世慶算、十四世慶尋寿八十五、十五院清寿七十三、十六定清寿九十四、十七定院寿八十一、文永二乙丑七月十一逝、十八定全寿五十八、文永七甲午九月二逝、十九円清寿三十八、正応三(二)、九月十一(十九)逝、二十源清、二十一春清、二十二源幸寿

七十三、二十三幸栄寿六十四（六十三）、二十四修栄寿七十九、始宏修、後改修栄、二十五円栄、二十六増栄、二十七舜栄、二十八成栄、二十九存栄、第三十秀清、已上三十代、無古伝可記、故但列称号而已

（大分県史料 9 - 223）

由原宮師次第

（略）

三十一豪栄七十五元和三丁巳七月十三日寂、三十二豪円寛文九年巳酉六月十日死去、三十三豪憲是ヨリ清僧三十六才ニテ阿闍梨ノ法印成也、寿七十一元禄四年辛未 六日二

三十四豪政、三十五歳にて阿じやり法印成、寛永二年閏四月七日六十逝

三十五豪繼、元禄十三年十月十七日入院、俗寿四十五歳、元住持千長賢坊、元禄十五年三月上京於西岡宝菩提院受職缶頂山門補任頂戴、又任先例自妙法院色衣裳御許容、寛保元年七月六日化、寿八十五

三十六豪海、享保三年冬十一月二十一日入院、俗寿三十七、元住持千西養坊享保四年四月上京受職缶頂、且色衣、妙法院宮並三緒袈裟、青蓮院宮蒙許容、

享保十四年五月二十三日也、自妙法院宮賜護国院院室、々六月十四日大僧都拜任、同月十八日也、大僧都拜任為御礼参内、当院初例、冥加助者也、俗寿四十八、

三十七、豪天、宝曆四年七月補別当学頭管領社務握掌神宮、兼任比叡山戒定院華蔵院、同四年三月三日御示現日還宮、十日湯立

三十八、豪運、宝曆八年七月二十二日因府城主命入院宮師長現坊、字契真、三十六歳、同九年四月上京、於干山門受職缶頂及大仏、妙法院一品宮院室光明王院称号御預、同六月朔日也、且一品宮依御執奏拜任大僧都、同月十八日依之即日参内、無事故相勤、於青蓮院宮三つ緒袈裟蒙許容住職十四年、明和八年七月隱居

三十九、豪淳 明和八年七月住職、三年住職、安永二年十二月遷化

四十、豪源 安永三年住職、九年住職、天明二年十二月六日死去

四十一 豪泰 天明二年住職、九年住職、寛政六年遷化

四十二 豪弁 寛政六年十二月十八日住職、同九年四月十七日死去

四十三 觀豪 寛政十年七月九日住職、九年住職、文化元年遷化
四十四 賢豪 文化元年十二月二十九日住職、二十九年住職、天保三年正月十九日死去
四十五 豪超 天保三年九月住職、天保十三年隱居
四十六 寛豪 天保十三年十一月二十日住職、弘化三年閏五月十六日死去
四十七 豪貫 嘉永元年住職、安政二年隱居
四十八 豪堪 安政三年四月住職、当時腹飾、号宮師大衛
以上（大分県史料9 - 234）

豊後國函田帳（抄）

賀来莊二百三十町（一本二十町）

本莊二百町

領家一條前左大将家室（一本後室）

地頭（一本御家人）賀来五郎惟永法名頼連

平丸名（一本平久）三十町

領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前

（大分県史料36 - 21他）

田叢史豊後國函田帳考証

題言

一函田帳八、弘安八年鎌倉將軍家へ、当國中領主の姓名及分限を大友氏総裁し、上書の冊也、今国中に伝来の函田帳八、其時の下按にて、神庫に納、旧家に 伝ハリ、近年好古の手に落る所のもの也、

一今流布の本五種有り、宇佐本と言、竹田津本と言、平林本と言、三浦本と言、他本と言、注進状と言、宇佐本と言八、原本速見郡立石村古屋作兵衛が家に有ものにて、元宇佐神庫より出たりと言、

竹田津本八、帳中に其名見る竹田津兵衛允か後胤、国東郡竹田津浦土着の大小串何某か蔵書にて、正徳五年乙未十一月十九日大神尚山考索之、と奥書有るものにて、大神本とも言う、

他本と言八、宇佐本と竹田津本を肥後藩脇長之愚山翁校正の本中に他本と有、是也、其原出所之所不知、

平林本八、帳中其名見ゆる平林弥太郎入道親繼の後胤、大野郡田原村兼右衛門か家に在る所、
三浦本と言八、岡藩にて奉（以下略）
由原宮御神領 二百四十六町

大分郡加来郷由原村鎮座八幡大神也、社記曰、天長四年十月 延暦寺僧金竜豊前宇佐宮に參籠し、神託の端に
隨て、当国加来郷に來、大木の樟樹に神驗あるに感じ、其樹下に祠を建、時国司大江宇久朝廷に其神靈なる事を
奏し、官社の列に預れり、承和、嘉祥の比、勅使奉幣あり、建久中より武臣大友氏代に修理を加、氏の神と仰、
後には祭田を寄し事にもなりぬ、文禄中大友氏国除日より其事絶たり、今神庫中勅書、国司の寄付状、鎌倉家下
シ書、其外隣郷武臣の願文、別て南朝勅書等尤珍重の書也、大友家文書八数に不違、

賀来莊二百三十町（三浦本に八一本に三十町とす、平林本三十町なし）

本莊二百町 領家一條前左大將家室家（三浦本作後室）地頭職賀来五郎惟永法名頼連、三浦本願連と有、
平林本願連、竹田津本願連、各不同、

按大系圖、一條左大將家八撰政実經公御子、撰政左大臣從一位左大將家經公、号後光明峰寺殿、永徳元年
十二月四十四歳にて薨給ふ、室家八二位中将良嗣卿の女なるへし、

惟永八按阿南家系に、白杵惟用五男を賀来次郎惟興と称、又佐伯家系佐伯惟康三男加来四郎惟綱と 称、
此等の流なるへし、未委考、

右人々、大友親秀の比人也、今三十四村有、郡西北也

平丸名（三浦本平久と書）三十町（竹田津本五十町有）

領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前、

山法師八山門の衆徒也、備後僧都未考、今平丸村なし、平林村あり、

弘化四年丁未年九月 （1847）

大分郡弁済使 後藤真守編述

（大分県史料36 - 24）

賀来莊二百三十町

惟永

大神阿南家系白杵惟用五男惟興、賀来次郎卜称ス、又佐伯家譜佐伯惟康三男加来四郎アリ、其子惟綱此人、大友親秀ノコロノ人也、（大分県資料35-330）

賀来氏来歴覚

覚

一 私祖父大神兵部少輔 同名三七父子儀八、豊後之内天賀城ヲ持居申候、

大友屋形様御居城上野原より一里半、御近所ニ而御座候、忽別兵部儀者、筑紫おだまきの子孫ニ而御座候、是藤、是角以後 屋形様に二十一代相勤申内ニ御家崩申上ニ而牢人仕候、兵部儀、屋形様御代二八七人衆之内ニ而、親子共ニ御名乗ヲ一字ツツ御免被下候、高麗国迄モ致御供、そこかしこニ而忠ヲ成シ申候、三七儀モ兵部同前ニ御奉公仕候、則中庵屋形様より父子方ニ被遣候御感状迄ヲ写シ、懸御目申候、右之御感状八、家康様未 内府様と申たる刻ニ、合津表被為向、御馬ヲ候時節之御感状ニ而御座候へ者御一門様方ノ御ため、並私式迄モ別而之儀ニ奉存候、加様之御感状八余人ニ八無御座候哉、何方ニ而モ見不申候、此外ニモ屋形様御判断数々所持仕候、会津表ニ被為向御馬候趣、細川三斎様ニモ御出陳被成候ニ付而、不断ニ被遊御拙候を、私儀二十年ニ及御そばニ相詰申ニ付、朝暮承申候、三七名ヲ老後八兵右衛門と申候、節々兵右衛門被召出、右之次第被聞召候事

一 同名中書儀八、高麗陳之御供ニまかり越、三十六ニ而打死仕候、中書事八御近辺ニ御心易被召仕候由、申伝候、高麗陳之御供ニ被召連候、諸侍衆之書立写シ懸御目申候、

一 同名弾正儀八、八郎御さうし様御守ニ被付置候処ニ、御さうし様長門国毛利家ニ御養子ニ被成御座候而、彼地ニ而御遠行被遊候刻、切服仕り相果申候、則、公私之御いはい長門之内八ノ寺ト申候ニ、到干今御座候事

一 同名大隅・周防・源左衛門尉・鑑介・左京儀八、度々之御合戦、立石表などニ而モ何れモ忠ヲ成シ、御奉公相勤、源左衛門尉儀八、豊前之内うろろづの城ニ被召致候刻、黒田如水老とも節々せり合、後八和談ニ罷成候由、申傳候

一 田吹若狭守儀八、三七母方之祖父ニ而御座候、肥後之内、野津原之上田吹と申城ニ被召置候、然所ニ嶋津驛正大将分ニ而、わしが城と申古城ニ立籠居申処ニ、大関様より仙石殿・長曾我部殿被成御下シ候処ニ、右御兩人

八被成八イ軍、豊前へ御引取候而、其より上方へ御登り被成候由、申傳候、若狭儀八蒙打死申候、同名与三左衛門尉八、御近辺二御心易被召仕候、高麗陳二モ御供二 越終二八御皆陳之上二而、御用二立、相果申候由、申傳候、若狭守儀八、下り侍之由二御座候、若狭女房方八、吉弘二御座候事

一 野上孫次郎、同名主膳兩人儀八、私母方二而御座候、孫次郎・主膳儀、方々二而致御奉公、宗麟屋形様御遠行之刻、御供衆一人も無御座候由申出シ、七日二御当り候時節二、御寺二參、親子さしちかへ切服仕り、相果申候、家来之侍言人供仕候、孫次郎儀八身之刻二も、当座二御用二 立、先様ヲ打果シ申候由、申傳候、右兩人ノ元来八、美濃国ノ野上下の侍之由申候、私儀先年美濃表 通り、野上之在所具二一覽仕候、孫次郎女房方八白杵二而御座候事

一 兵部・三七父子儀、牢人之内黒田如水老可被召抱由、色々被仰、牢人之見つぎ迄被成候得共、屋形様二一先ツ被成御適候を、主人二頼申所、侍之道理り違申二付、達而御理り申内二兵部少輔病死仕候、然処二、屋形様御遠行被遊候上二而、右京様初何れも豊前小倉二末 三斎様御代二而被成御座候内二御仰參被成御下り候、以後三七儀も 三斎様二身代有付申処に、与風口ウゼキ者二出会申処二、首尾能仕廻申段、具二三斎様被聞召届候上二而、少知を被下、御裏方御門矢倉被成御預候而、重而三七筋目万 之儀共、御一門様方二被成御尋、何にても書物以下所持仕候者、可懸御目之由御意二付而、御感状万事の書物差上ケ申所二、御一覽候而、益々御懇二而、肥後八代二被成御越、御加増被仰付、又々御裏方御門共二被成御預、夜白之御用等相達シ、七十余二而病死仕候事

一 賀来と申名字之儀八、古へ從

禁中様、チヨク使ヲ、被成御下シ、万御改之上二而、八幡宮江御社領被成御座候二付而、賀(ヨロコビ)来(キタル)之社由原山八幡宮と相極り申候、惣別由原山者兵部少輔領分、賀来之庄三百町之内二而御座候、其上金義(コンギ)和尚二代目、大神比義(ヒキ)ヨリ只今之金藏院座主迄二、三十六代二而御座候、兵部一門として八幡宮を執行ヒ申候、右之首尾二而賀来名を名乗り申候、則御リンシ数々、源家之御判数々、屋形様御判数々、足利高氏西国御下向候而、大神と被成御一味、平家御退治之御判、尤 神グウコウグウ異国退治被遊候刻之趣、賀来之社由原山八幡宮之次第、御縁起二卷ニして 八幡宮別而之御宝物、右之次第二而御座候付、古へ上々様より之御書出シ二、賀来之社由原山八幡宮とあそはし被置候二付而、唯今も右之通二而御座候、豊後一国之御衆、御目付衆様之分八追々聞召之、及二卷之御縁起御一覽之事二御座候、右之御書物共、何れも八幡宮へ納り居申候、

一ひかへを以、有増懸御目申候、相違之儀も可有御座候、右京様二八具被聞召届由、常々被成御意向、勿論也、大神名・佐伯名八、則 屋形様御へりばり二も御座候、国侍之分八 屋形様御同前二罷成、口ヲ聞申たる侍程、御見届之ため、様々の躰二罷成候由申伝候、むかしのつなきにて御座候へ共、くちて不朽を伝乃道理二仕、罷有御事二御座候、只今まで御家御堅固二御続被成候者、何をいとなニ可申哉、此御事の三ニ奉存候、天道の御めく三ニ八幡御守りつよく、弥御冥加二御叶被成、御本国二御入部遊シ、御数代の諸侍衆二、被懸御目を召被仕候様二と、朝夕念シたてまつり候、古へ八九州九力国を御敷被成候御筋目二而被成御座候処二、是非及不申候、必成就せん二より、賀来之社（ヨロコヒキタル）と御縁記二相見へ申候、金蔵院おこたらず御武運御長久二而、御冥加二御叶被成候様二と、朝夕八幡宮御神前二、精 申上候うへ八、追々御吉左右可有御座と、大悦二奉存候、右之趣八、相違之処も可有御座へ共、如比有増懸御目置申候上者、幾久子孫共二願上申候、以上（大分県史料34・2361）

賀来の騒動

豊後土有論、其氏姓事国属称属 子孫曰 土之 國衆屢及合戦。之事、一日清田越後

守 守・中村左衛門佐國衆共大神氏宅、本庄・中村自 衛門越後守弟亦戦没、是後復越後守与清

田遠 賀来右衛門大夫・賀来殆危・橋爪左衛門 大津留常陸介鑑康来為賀来援兵賀来大撃

之、賀来患創死、義鑑聞之大温之馳使 橋爪悔無恨、義鑑而及此 留豊前、後年謝罪得

本領 蛮商船到干州臼杵、棒鳥銃及薬物 鑑、享祿三年六月 日田郡有事、義鑑作書、

使老臣諭其 日得其書干称名寺（大分県史料32・772）

忠次請按、明応ノ頃ヨリ永正ノ今年ニ至凡屋形ニ仕、義右・親治・義長・義鑑四世ニ及フ、戦功ノカクノ如、時二昨年本莊・中村・大津留等ノ難題ヲ按スルニ就テ、而テ是ニ書、屋形宰判所ニ於テ、諸士名面録ヲ何レ者力、連枝ノ面悉墨ヲ以テケガシ、又連枝ノ面々其妬ト在ヲ憤、穿鑿スト雖、何某ト言ヲ知ズ、時二清田遠江守弟清田七郎ト言知行五千石ヲ保、然ルニ兄弟御門衆ノ内ニシテ、仁ノ道甚疎シ、唯私欲專ニシテ身ヲ顧ミズノ族ナリ、此ノ時ニ当肥後合志郡ノ住人本庄主税助・中村左衛門佐等、数代大友ノ旗下ニ在テ仁惠ノ者也

、故屋形ノ別当職ヲ勤、時二清田兄弟深是ヲ妬ム、清田兄弟ノ者密ニ友輩ニ議テ、在ル夜本庄・中村等ノ屋敷ニ至、府中市ノ町有ト也、其徒党三十余人本庄ノ屋敷ニ至、是ヲ謀テ殺、中村此ヲ知ス、騒動ヲセイセント思来ル、悪党又是ヲ討、時二清田七郎本庄ニ殺サルト言、ヨツテ清田弥悪心ヲ発ス、又賀来・大津留ノ国衆ヲ害セシ、密謀ス、已ニ一味ノ輩二百余人、又賀来大津留ニ告ル者有テ、此密謀ヲ知、又防カン調議ヲナス、其兵四百余人、清田来テ是力為ニ大ニ敗シテ敗走ス、橋爪ノ兵賀来ヲ救ハント駈来ニ、敵兵退タル後也、時二賀来・大津留・橋爪ノ三士論シテ曰、敵敗スルニヨリテハ、又俄ニ襲来シテ難シ、然リト雖防術ノ用意アラン由聞ユ、如何在シ、又三士馴合タル由隠スヨリ頭ルノ意又恐在ル、何レニシテモ罪遁レ難カラシヤ、各而退セン由ヲ決ス、是ヨツテ大津留常陸守豊前国ニ心サス、又賀来右衛門大輔ハ縁ヲ繫テ豫州ニ渡ル、橋爪丹後守ハ筑後至ト言フ、大友連枝・分家ノ類ヲ御門衆ト称ス、又鎌倉ヨリ付人ノ面々ヲ下リ衆ト号ス、又緒方ノ一族等、都テ筑紫在来ルノ国衆号ク、是ニ依テ大友一門ノ銘ヲ消ント欲スル者下リ衆ニアラス、又国衆ト決ルニモ至ラズ、中就連枝家門数多在ト雖、法ヲ枉サント欲スル族、唯レカ清田一人ノ為ニ、旧功ノ士ヲ失イナル由オモ厭ズ、即慮ニ清田等ヲ征センモ笑止、是ヲ由ヲ罵テ譜ニ載ニアラズ、忠治ノ勲功又美スルニアラス、然リト雖忠無臣ヲ愛シ、功無キ士ニ賞ヲ行故ニ而、閑籠セシム、(以下略)

(大分県史料35-214大久保家譜)

賀来(かく)大分市(角川日本地名大辞典)

大分川および支流賀来川流域に位置する。この一帯は筑後川流域文化の影響をつけた千代丸古墳が存在し、また古代条里遺構の存在など早くから開発されていた。また、豊後一の宮とも呼ばれた由原宮(ゆずはらぐう)の直轄荘として栄えた。

「古代」賀来荘 平安末期・戦国期の荘園名。豊後国大分郡のうち。大分川および支流賀来川流域を中心とする地域。一時は大分港の南部生石一帯も含んでいたかと思われる。現在の太田市大字賀来、中尾、宮苑、高崎、小野鶴、八幡、生石等にまたがる。

地名の初見は、長寛二年(1164年)九月三日の由原宮宮師僧院清議状で、由原宮の般若若経修理料田一町、新立仁王講田十一町の存在を記す(由原文書)。しかし、保延五年(1139年)の平丸郡司藤原貞助田地寄進

状から、久寿二年（1155年）正月の由原宮宮師僧院清解まで大般若経修理料田は阿南郷黒田里九坪に所在するとあることから、本来阿南郷に属したか。

荘としては、治承元年（1177年）八月十八日の大春日立並下文に、「下 賀来御荘神官百姓等所」と見えるのが初見。

正応三年（1290年）三月の大宮司経妙申状案および建武四年（1337年）正月の由原宮神官社司等申状案によると承和三年（836年）国司大江宇久が宝殿を造進して以後、同社の造営は一大国営となり、祭司も勤仕し、毎年大神宝を調進して初拝を行っていた。長徳4年（998年）宇佐宮のように三十三年毎に大宮司沙汰として造替えされることになり、その時料所として賀来荘が寄進されたという。同荘は田代二百三十町で、そのうち百余町は神事に立用し、常荒、河成を除いて、残りの地をもって神宝用途に当てられたともある。

文治四年（1188年）の留守所帳によれば、仮殿造営の造食米は、「賀来荘年貢併平丸所当米」をもって勤仕するのが例とあるので、賀来荘は式年造替の仮殿造営料所として、また、大神宝料所をも兼ねた形で寄進されたことになる。

賀来荘の初見は、前述のように治承元年（1177年）であるので、それより約二百年以前に荘として成立していたかどうかは疑問である。しかし、長寛二年（1164年）の由原宮宮師僧院清讓状のときには、郷か荘として独立していたと考えられる。

天福二年（1234年）四月、備後僧都幸秀は、由原社正月三日の御供田として、賀来荘二町御供米内二石二斗を寄進、嘉禎二年（1236年）十一月には「御八講御布施料」として料田四反を寄進している。四反については、一条殿を相伝本家と仰ぐほかは大宮司、地頭の成敗によるべからずとある。

賀来荘は、「社家一向進止之地」として大宮司平均荘務の地であったが、鳥羽院のとき大宮司大神広房が勅勅を蒙り、贈左大臣家（時房）が領家職を拝領して次第相伝し、正応二年（1289年）頃には勘解由小路殿（一条前左大将家御後室積太夫殿御女）の御領になったという。

「弘安図田帳」によると、賀来荘は本荘二百町と平丸名三十町（竹田津本五十町）とあり、本荘の領家は一条前左大将家室家（三浦本は後室）とあり、大宮司経妙申状と合致する。地頭は、賀来五郎惟永（法名頼連、三浦本は願蓮、平林本は顕蓮、竹田津本は願連）。

大宮司大神広房が勅勅を蒙ったとき、領家職と大宮司職が分離するが、大宮司家は、賀来荘に対しては、弘長二年（1262年）当時の大宮司盛妙が「雑掌」と記されている。宝治二年（1248年）五月十六日の関東下知状は、盛妙の父頼妙を預所とする。雑掌とは預所のことである。

地頭賀来惟永は、治承三年（1179年）はじめて領家から下司職に補任された豊後大神姓佐伯惟家を祖とする。孫惟綱が貞応三年地頭職補任の下文を賜り父祖以来の下司職を安堵されたが、新補率法をもとに加徴、給田を募ることを強請し、預所の大宮司頼妙と争論を起こしている。惟永は惟綱の子である。

大神朝臣

大神朝臣（オオミワノアソミ）は素佐能雄命（スサノオノミコト）の六世（ムツギ）の孫（ヒコ）大国主命（オオクニヌシノミコト）の後（スエ）なり。初め大国主神三島溝杭耳（ミシマノミソクイミミ）の女（ムスメ）玉櫛姫（タマクシヒメ）にすみたまひき。夜未曙（ヨモアケヌ）ほどに去（カ）へりまして曾（サラ）に昼到（キマ）さざりき。於是（コレ）玉櫛姫芋（ヲ）を績（ウ）み、衣（ミゾ）に係（カケ）て至明（アシタニ）芋のままに尋（セ）ぎゆけば、オヌの県（アガタ）の陶（スエ）の邑（ムラ）を経て大和国眞穂御諸山（ヤマトノクニノマホミムロヤマ）に指（イタ）り、帰（カ）りて、芋の遺（ノコ）りを視れば、唯三索（ミツ）のみありき。因是（カレ）姓（カバネ）を大三索（オオミワ）と号（イ）ふ。（新選姓氏録）

大神は大和国城上（シキノカミ）郡大神（於保無和）郷とあるによりて於保美和（オオミワ）と訓む（和名抄）

神の宇美和と訓（ヨ）めり、仰美和を神と書く故は、古へ大倭国に皇大宮敷坐（スメラオオミヤシキマセ）りし御代には、この美和の大神を殊に崇め奉らして、ただに大神とのみ申せば、即ちこの神の御事なりしから、ついにその文字をやがて大美和と言つに用かなことにぞなれにけむ。また、後世に意富和（オホワ）とも意富賀（オホガ）ともいはいよよなまりなりけり。（古事記伝）

大物主神

是後に倭トト日百襲姫命（ヤマトトトヒモソヒメノミコト）を大物主神の妻となす。然るに其神常に昼は見えずして夜のみ来ます。倭トケ姫命夫に語つて曰く、君常に昼見えたまはねば、分明に其尊顔を視ることを得ず。願はくは暫し留まりたまえ、明旦仰ぎて美麗の威儀を觀んと欲す。大神對ていわく、言理灼然なり。吾明旦に汝が櫛げに入つて居らん。願くは吾が形にな驚きましそ。ここに倭トケ姫命心の裏に異しむ。明るを待ちて櫛げを見れば、ついに麗美しき小蛇（コオロチ）あり、其長さ大きな衣細の如し、即ち驚きて叫ぶ。時に大神恥じてたちまちに人の形になりたまふ。其妻に謂いていわく、汝忍びずして吾にはじみせつ。吾還りて汝にはじみせんと云て、すなわち大虚（おおぞら）を踐みて、御諸山に登ります。ここに倭トケ姫命仰ぎ見て悔いて急居則ち、箸にて陰（ホト）をつきてみまかりぬ。すなわち大市に葬る。故時の人其墓をなずけて箸の墓と云う。（日本書記 崇神帝の巻）

大田田根子命（オオタタネコノミコト）

大田田根子命 崇神天皇の命により三輪山をまつる。

崇神天皇の御代に役病多（エヤミサハ）に起こり、人民死して尽きなんとす。ここに天皇愁嘆（ウレイ）たまひて、神床に坐ませる夜、大物主大神御夢に現れていわく。これは我が御心ぞ。故意富多多泥古（カレオホタタネコ）をもつて我御前を祭らしめたまはば、神氣起こらず国安平なむとのたまひき。これをもて馭使（マユハズカイ）を四方に班ちて意保多多泥古という人を求める時に河内の美奴（ミヌ）村にその人を見得て貢進りき（たてまつりき）。ここに天皇汝は誰が子ぞと問ひ賜いき。答えて曰く、僕（あは）大物主大神、陶津耳命（スエツミミノミコト）の女活玉依毘売（イクタマヨリビメ）にみあいて生ませる子、名は櫛御方命（クシミカタノミコト）の子、飯肩巢見命（イイガタスミノミコト）の子、建瓶槌命（タテミカズチノミコト）の子、僕意富多多泥古と申しき。ここにおいて天皇おおいに歎びたまひて天の下平らき人民栄なむと詔賜いて、即ち意富多多泥古命をもつて神主として、御諸山に意富美和大神（オオミワノオオカミ）前を拝祭り（いつきまつり）たまいき（古事記）

今朕が世に当たつて数災害あり。おそらくは朝に（みかどに）善政無ふしてとがを神ぎに取るか、蓋ぞ（なんぞ）神亀に命て（うらなつて）もつて災と致す所以（ことのよし）を極めざる。ここに於て天皇即ち神浅茅原に幸して、八十万神を会へもつて卜問う。この時に倭と曰百襲姫命（ヤマトトトビモソヒメノミコト）に神かりて曰く。天皇なんぞ国の治まらざるを憂うる。若し能く我を敬祭らは必ずたひらぎなむ。天皇問つて曰く。かく教ふるは誰の神ぞ。答えて曰く、我は是倭国域内に居る神名を大物主神といふ。時に神の語を得て教えのまにまに祭りひまつる。しかれども事において無驗。天皇すなわちもく浴齋戒して殿内を潔淨て祈つていわく。朕神を礼ふこと尚末尽耶（ことごとくならずや）。なんぞ不享之甚也（うけたまはぬことのけやけき）。ねがわくは亦夢の教えに神の恩をきはめむ。この夜夢に一人の貴人あり。殿の戸に對ひ立ち大物主の神と自称ていわく。天皇復国の治らざることを愁へましそ。是吾が意ぞ。もし吾兒大田田根子をもつて吾を祭りたまはばたちどころに平む。また海外国あつて自に当帰伏。秋八月葵卯朔巳酉倭卜速神浅茅原目妙姫穗積臣遠祖大水口宿弥伊勢麻績君三人共に夢を同して奏言く。昨夜夢に一貴人あつて悔べていわく。大田田根子命をもつて大物主大神を祭る主となさば必ず天下大いに平ならむ。天皇夢の辞を得て益心に歎びたまう、布天下に告げたまいて大田田根子を求めたまう。すなわち、浅茅原陶村にて大田田根子を得て貢る。

天皇即ち自ら神浅茅原にいでまして諸王卿及び八十諸部を会へて大田田根子に問いていわく。汝は其誰が子ぞ。對へていわく。父をば大物主大神といい、母をば活玉依媛（イクタマヨリヒメ）という。陶津耳の女なり。亦云奇日方天日方武茅又祇之女なり。天皇いわく朕当榮樂（さかえむとするかな）。すなわち物部連祖伊香色雄をして沖の班物者とせむといふに吉。又便りに他神をまつらんとしに不吉。十一月丁卯伊香色雄に命じて物部の八十手が作れる祭神の物をもつて、即ち大田田根子をもつて大物主大神を祭ふ主となす。ここに於て疫病始めて息み国の内ようやくにしずまりて五穀すでにみのりて百姓これをにぎわう。（日本書記崇神帝の巻）

この意富多多泥古（オオタタココ）という人を、神の子と知るゆえんは上に伝える活玉依媛（イクタマヨリヒメ）、それ容姿端正（かたちうるわしかりき）。ここに於て神壯夫（おとこ）ありて、その形姿威儀（すがたかたち）世にたぐいなきが、夜半之時候忽到来（たちまちきつ）。故（かれ）相感（あいめで）て共婚（まぐわいして）供住之間（すめるほどに）未經幾時（いくだもあらねば）其美人妊身（そのおとめはらみぬ）。ここ

に父母其妊身の事を怪しみて、其女に。汝は自ら妊めり夫なきに何由かも妊身めるとへば、答えて曰らく。麗美壯夫（うるわしきおとこありて）の其姓名（そのかばねな）も知らぬが毎夕到来供住之間（よごと）にきてすめるほどに（自ら懐妊ぬという。これをもつて其父母その人を知らまくほりて、その女にいへつらくは、赤土を床前に散らしへその紡麻（へそ）を針に貫きて、その衣のすそに刺せとおしう。故教えしごとくして、旦時（あした）に見れば針ついたりし麻（を）は、戸の鉤穴より、控き通り出て唯遣れる麻は、三勺（みわ）のみなりき。これ即鉤穴より出でし状を知りて糸のまにまに尋ね行きしかば美和山（みわやま）に至りて、神の社に留まりにき。故其神の子なりとは知りぬ。故其麻の三勺遣れるによりてなも其地を美和（みわ）とはいひける。（古事記中巻崇神天皇の条）

意富多多泥古、この名は意富（オホ）とよみ、多多（タタ）とよみ、泥古（ココ）とよむべし、意富多とよみ、多泥古とよむはわろし（古事記伝）

大友主命および大友主命

大田田禰古命出雲神門の臣女美気姫を妻として、一男大御氣持命を生む、この命出雲鞍山祇姫を妻として大鴨積命及び大友主命を生む、大鴨積命はす神の朝に賀茂君の姓を賜り、又、大友主命は同朝に大神君（おおみわのきみ）の姓を賜る。（旧事記）

大友主命から広目の兄子首（オビト）

崇神の御世に大田田根子命の孫大友主命住地に縁て大三素の姓を賜う、文武天皇の御世大三素を改めて大神となし賜うとこそいうべけれ。かくつたうる証は垂仁紀に三輪君の祖大友主、また、仲哀紀に大三輪大友主君など見え、持統紀には大三輪朝臣と見えしを文武紀第二には大神朝臣とのみかければ、この御世にしも改め賜えらと定めつ。

この後の系統詳ならず。雄略紀に三輪君身狭（ミサ）あり、用明紀に三輪君逆（サカフ）あり。叙明紀に三輪君小ささき、皇極紀に三輪文屋（フムヤ）君、孝徳紀に三輪栗隈君（クリクマ）東人（アズマヒト）また三輪君

大口（オオクチ）、また小花下三輪君色夫（シキフ）、また、三輪君瓶穗あり。天智紀に三輪君根麻呂、天武紀上に三輪君子首（オビト）（後に眞神田氏を賜へり）あり、この子首のことは天武紀下に五年八月是月大三輪眞上田子人君卒、天皇聞之とあり。（六落新選姓氏録考証）

光孝天皇仁和二年外從五位下前ノ肥前介大神朝臣良臣豊後介に遷任せらる。

政跡令聞あるを以て、三年三月特に勅して從五位下を授けらる。五年二月任滿ちて職を去らんとす。百姓請ふて之を留めしかば尋て再任せり。（豊後国志）

仁和二年二月外從五位下行肥前介大神朝臣良臣を以て、豊後介となす。豊後介外從五位下大神朝臣良臣に從五位を授く。是より先き良臣官に向て被訴して曰く。淨御原天皇（天武）壬申の年伊勢に入るの時、良臣が高祖父三輪の君子首（コビト）伊勢介となり、軍に從つて功あり。卒して後ち、内小紫位を贈らる。古の小紫位は從三位に准ず。然らば則ち子首の子孫外位に叙すべからずと。是に於て外記に下して之を考実せしむ。外記申明して云う。贈從三位大神朝臣高市麻呂、從四位上安麻呂、正五位上狛麻呂兄弟三人の後は、皆内位に叙せらる。大神引田（ヒキタ）朝臣、大神 田朝臣、大神掃石（ハキシ）朝臣、大神眞神田（マカミタ）朝臣等は遠祖同じといえども派別各異なり内位に叙すべきの由を見ず。加之神龜五年以降格あり諸氏先づ外位に叙し、後ち内位に預かる。良臣の姓は大神の眞神田朝臣なり。子首の後ち全雄（マタヲ）に至るまで五位に預かる者なし。今内品に叙せられんと請ふこと格旨に乗りけりと、勅して良臣及び故兄全雄の外位 身をこぼち、特に内階を賜ふ。（三代実録）

仁和二年正月七日（886）丁亥 左大史大神朝臣に外五位下を授く。

正月十六日丙申

外從五位下行左大史大神朝臣良臣肥前介となす。

二月二日辛未

外從五位下行肥前介大神朝臣良臣をもつて豊後介となす。

同三年三月朔日乙亥

豊後介外從五位下大神朝臣良臣從五位下を授く。

（三代実録）

緒方氏繋ぎの城

加来系図惟興伝に云、

「元歴元年甲辰、源義経摂津国一の谷を陥る、平家讃岐国八嶋に走る、同じく三月義経、緒方三郎惟栄に命じて五城を豊前、豊後に築く、五城相接して以て平氏の九州に走るを拒しむ、一に芝崎の城、豊後国東郡にあり、二曰高森城、宇佐郡にあり、三曰犬丸城、下毛郡にあり、四曰大畑城、同郡にあり、五曰塩田の城、築城郡にあり」と
(築上郡史上二百十六頁)

二 大神名氏の系譜の抄録その二

大神姓緒方系賀来氏系図抄（豊後国誌）

從五位下大野郡大領職（豊後国誌に三輪君子首五世孫肥前介大神朝臣良臣豊後介となる仁和二年886）

大神良臣

大野郡領寛平四年892 豊後大神姓三七家の祖

庶幾

大神惟基

惟政、高千穂太郎、三田井氏の祖、899年に続く

政次

阿南、松尾、小原、大都留、武富、橋爪、田尻、入倉、大神氏の祖

惟季

野尻三郎

惟則

植田四郎、吉藤、太田、野津原、麦生、田次、行弘氏の祖

惟定

大野氏の祖

惟基

臼杵九郎大夫、戸次、佐伯、堅田、野尻、高野、賀来氏の祖、緒方の荘に移り緒方権大夫と称す。大友興廢記に父惟基が天慶四年881藤原純友の乱に参加した罪をあがなうために大船数隻に大唐の珍物九州土産金銀珠玉を乗せ上洛、帝喜び惟盛を大神朝臣権大夫に任じた

惟盛

栄基、大津、大牟田、朽綱、敷方氏の祖。大友初代能直守護職として入国の時高崎山にて切腹した大野大基はこの子孫
 基平

惟平 — 惟用 — 惟高 — 惟隆、白杵氏に続く

惟衡、白杵大六 — 白杵大七 — 惟義、緒方三郎、伊能、吾妻鏡に出る勇者、元暦元年(1184)宇佐神宮をこわし、沼田に流され後ゆるされる

惟栄 — 佐伯四郎

三重氏、建久(1200頃) 戸次太郎

惟家 — 惟通

佐伯三郎、三河守道喜入道、大友初代能直の臣、賀来初代大分郡賀来城主、九六才で死亡、源平盛衰記に一の谷の合戦に参加、賀来荘地頭とあり

惟康

四郎左衛門、刑部少輔 — 刑部少輔 — 右衛門尉 — 進士四郎兵衛

惟頼 — 惟綱 — 惟直 — 惟久

二郎、下毛郡大畑賀来城主、中津大畑賀来氏の祖

惟興

三郎、下毛郡犬丸城主

惟貞

四郎、築城郡八田村塩田城主

惟成

太郎左衛門 孫三郎大友親時に仕え文永十一年1274、弘安四年1281の元来襲時に博多にて功績あり

政直 — 政広

大輔、惟永、大友四代五代に仕え元寇戦に功あり、弘安四田帳1278に賀来庄二百町地頭職とあり

惟之

孫三郎、伊豆守、貞宗に仕え元弘三年1333九州

四郎左衛門、土佐守、伊豆守、大友貞親に仕える 探題北条英時と博多に戦い首十五をとる

政光

惟光

弾正少弼建武三年二月1333足利尊氏九州下陣時大友氏時に従い多々良浜にて菊池武敏と戦い戦死

惟持

宇佐宮僧 孫三郎、右衛門大夫、進士兵衛、寛山大友七代八代に仕え延元元年1333森木の役に功あり

源智 — 惟興

戸次采女の子、四郎右衛門太夫、氏時に仕え康安六年1346八月六日菊池武光と香椎で戦い戦死

惟勝

右衛門太夫氏繼に従い菊池武光と戦い敗れる。貞治元年九月九日(1191) 四郎兵衛、右衛門太夫九九才直勝
直宗

日向守、覚信入道 右京亮 兵部太夫、肥後、国東の戦に功あり 四郎兵衛 四郎左衛門
惟正 惟広 — 惟景 景広 — 惟清

四郎左衛門、右衛門太夫、道定専立入道 右衛門太夫、寛政四年(1802)生大友義鑑に仕え一字を給う
享禄三年三月四日賀来の騒動にて死す(1590) 鑑保

惟徳 主税

惟道 賀来の騒動に参加、佐伯に逃れる

惟重

孫兵衛、豊前水田城主弘治三年(1553)大友義鎮(宗麟)に仕え永禄四年(1593)彦山の衆徒が大友に反したとき大友につく。天正元年(1573)落城宇佐郡広谷村に浪居する

全慶

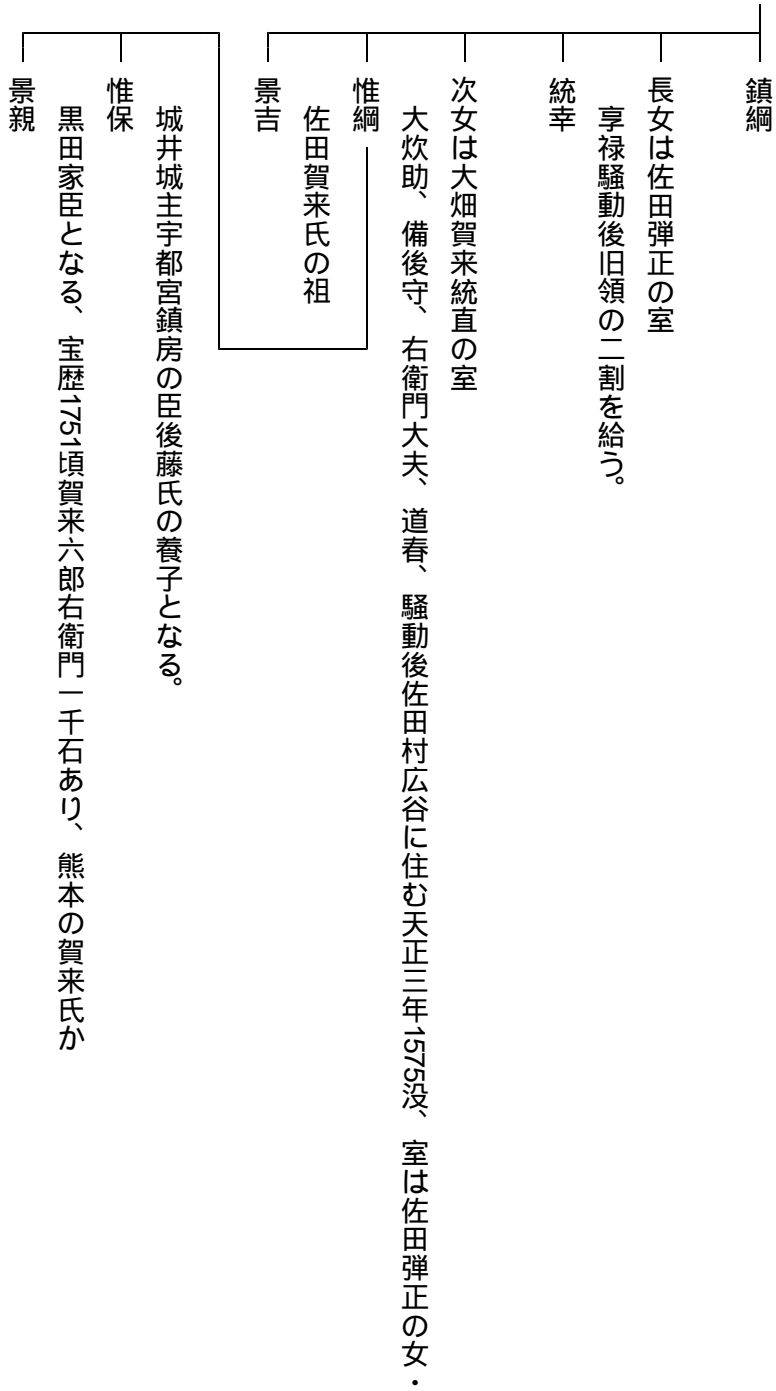
専順、孫兵衛、築城郡宇留津城主天正十四年(1588)豊臣秀吉島津義久を討つ時島津側の香春城主高橋鑑種に人質としてとられていたため、子の宇留津城主盛勝は、降参すれば一命本領安堵と知りつつ戦い全滅する

久盛

源介、新右衛門

景勝

刑部少輔、賀来地頭、鑑保の弟？、母は佐伯惟信の女享祿の騒動の後に佐伯に逃れ、後許されて大分
 由原八幡宮大宮司となる。天正十五年(1588)薩軍に下り動静を大友に知らせ功あり(豊後遺事)、以
 後代々由原宮司をしていたが明治以後不明



佐田賀来氏(佐田山蔵塔の原)系図抄(長崎 賀来修氏)

父 緒方庄祖母嶽大菩薩
 母 太政大臣以等三四伊周 公依惡事
 被流刑配所緒方内 萩楮

国尋三輪明神

男子

惟基八冬嗣大臣子、長良中納言娘、

大太 周殊大菩薩

惟基

長良者、杵中納言從二位左兵衛督贈

告妻云、所胎子息

五人

太政大臣枇杷大臣ト申ス

姓八大神、名八大太云云

自從九国至狼藉之間、被召

養父肥後国菊池大納言基經即婿ニナル、基經

上於四条河原欲被切頸之時

後太政大臣、照宣公者是也、婿ニ取り様八、九

惟基詠云惟基力都詣ノカラ衣

国九国寄合大将残藏大馬、以人為食之

頸ヨリシテヤタケハシメケム

間依無乘尻無念ノ事ニ思ハレケルニ、

以比哥經奏聞之處、被赦免 云云

惟基推參之處、被与此馬之時、サシヨ

リテ暫クニラマエオソレテ彼馬流汗ヲ其

後散々ニ乘之、其後射鹿悦喜之余ニ婿ニ

取云云

高知尾四郎

子息

阿南郷司

阿南惟季

惟房

惟隆

基家

惟元

二人

小原十郎

六郎

宗平

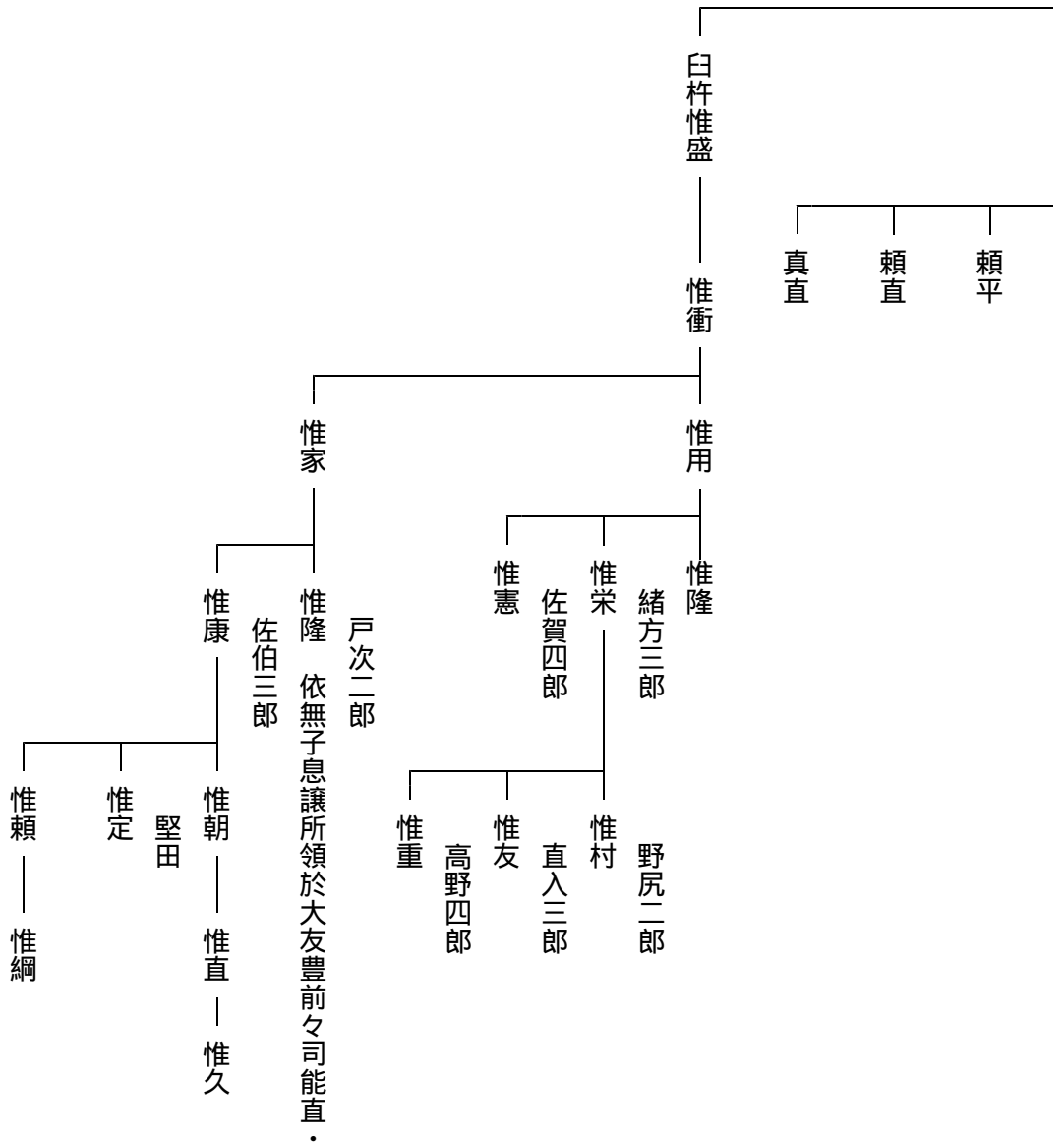
宗方

友隆

隆房

隆朝

頼隆



大國主流

神孫大神姓大野氏系圖

家之紋三巴 木瓜

本朝開闢國常立尊八世之孫

和魂大物主命 荒魂大國魂神

素佐能雄命

市杵島姬命 芸州巖島神社

伊裝諾伊裝冊尊第四之子、或曰素さ鳴尊

出雲國嶋根郡日御崎宮

溫泉守神

山城國愛宕郡祇園神社

大己貴命

本朝國造有切神醫道禁厭道祖神 甲子祭神

出雲國出雲郡杵築大社 大和國城上郡三輪神社

大年神 遠江國長土郡大歲神社

与父大己貴命同主福神也

都美齒八重事代主命

天日方奇日方命

信濃國諏訪郡下諏訪社

下野國河内郡日光山本宮

大神一族之祖神

出雲國造

大國主命

大國魂命

大國彥命

安寧帝之后

ヨト名底中媛命

稚国依彦命 — 国目連 — 星太夫 — 筒井大連 — 昌大臣 —

筒知稚足彦 — 麻呂古 — 宇跡郡大真人 — 拔居大間人 — 久比大臣 —

日子若狭大臣 — 冬真人 —

為大神宿祢

朝奈子宿祢

人皇武拾代允恭天皇參年甲寅 天皇在疾 勅御馬皇子朝奈子宿祢、遣新羅、求医人、及諸名医来、
令療天皇之病、有得驗也、因妬賜青海宿祢姓、又改為大神宿祢

宇佐神宮祖 — 都賀氏奴那臣祖、大神比義祖

市杵 — 丘稚子 — 和歌足男

大野郡領流之祖

富間大多連 — 小野夏

都美門方

神官、外從六位、称大神朝臣 欽明天皇武拾九年於肥後国誕生、參拾年五月移豐前国菟佐鳥住居

比義

豐後国速見郡金峯寺村之人也 比義生而三歲、八幡大神託曰、我是人皇第十六主誉田天皇八幡八幡也
我名護国靈驗威神身大自在王菩薩 諸州諸所垂迹於神明、今現坐此地耳、因之勅建祠于豐前宇佐、

詔比義為神官、司神事移居于宇佐

播磨介 從六位下

大曾根大夫 露壁

從六位上神官 祭主神官從八位下 從六位下又曰志那人

茂栖良 諸男 品人

宇佐神官 從五位下 神官

毛理売 定比真人

從六位上速見郡領

久麻呂

田麻呂毛理売久麻呂等並藥師寺僧行信等有邪行処 披配流也、又蒙 勅免復本官如前云々

外從六位下 称川崎殿 郡領 郡領 郡領 豐後介 八坂鄉司

幡褒 生勝 広勝 孝惟 八坂麻呂

豐後介 早見郡領 眞那井主

種良

生桑主

長良

山香郷主

寛良

寛門主

大神次郎 豐後介從六位下 旗御賜五葉五七唐桐

惟直

久安二年丙寅有_ニホ

大神氏系圖（大分県史料7 - 546 小山田氏）

大已貴命孫

吾田片隅命苗裔

大神比義
宇佐宮記云欽明天皇二九年於菱形池畔小倉山辺有奇異之端比義一千日到絶五穀之誠而奉祈于時

同三二年辛卯二月十日 卯神託言我者是人皇十六代嘗田天皇広幡八幡麻呂也国々所々雖垂跡於
神道今始顯于茲云云尊神於比義靈妙奇異不違枚拳今下宮一御殿相殿坐萬德御前是也

靈龜二年丙辰尊神

春麻呂

可有遷坐于小山田林

胤守

杜女

天平二十年叙外從五位下天平勝宝

元年十一月賜大神朝臣之姓同年

惟良

速見郡領 大神主

惟安

從六位下豐後權介 上速見郡圖

之由蒙神託・比時鷹
居瀨社御鎮座也

十二月尊神託宣入京与田麻呂奉
陪從神輿其月授從四位下

祝部

宅女

天平二十年八月授外從五位下

任祝部又任大宮司

諸男

養老四年大隅日向兩国隼人等不從皇命被奉祈神助于当宮神託

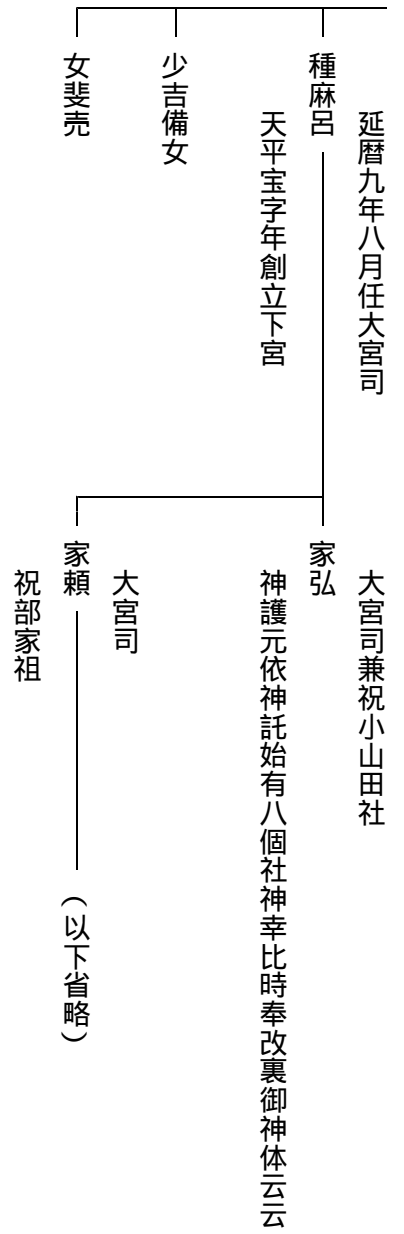
向彼国從是以前雖有御社未有御驗干 諸男蒙靈告奉裏神輿之御驗云

比時尊神鎮座于小山田社

任祝部又任大宮司

田麻呂

天平五年田麻呂思惟親父諸男養老四年於下毛郡大貞三角池蒙神告雖奉頭神輿之御驗無永世尊崇之
御驗今我欲奉祈顯干当宮三所之御神体致信於本宮運歩干彼池催一心經百日之処忽蒙靈告奉頭尊体
奉縫裁御衣到後裔当社御驗並御衣之事小山田社司之重職也依之兼帶御裝束所云云
天平二十年十一月賜大神朝臣之姓同年尊神託宣向京与參議從四位上石川朝臣年足侍從從五位下藤
原朝臣魚名同供部神輿奉入於宮南梨原宮云云



賀来莊（かくのしょう）

由原宮膝下の荘園

成立

豊後国大分郡のうち、大分川中流域の大分市大字賀来を中心とした地域で海岸部の生石(いくし)も含まれた。建武4年(1337)の「八幡由原宮神官社僧等申状並具書等案」には、一条院の御宇、長徳4年(988)宇佐宮に準じて33年ごとに宝殿以下の殿舎の造替が始まったが、賀来荘をその料所となすとある。しかし、荘名の初見は治承元年(1171)の「大春日立並下文」の「下賀来御庄神官百姓等所」である。

構造

弘安8年(1285)の「豊後国 凶田帳(すでんちょう)」には「賀来庄280町 本荘200町 領家一条前左大将家室家 地頭職賀来五郎惟永 法名願連 平丸名30町 領家山法師備後僧都幸秀 地頭同前」と簡単である。領家は13世紀に成立する隣りの阿南(あなん)荘と同じ一条家、雑掌(ざつしょう) (預所(あずかりどころ))は由原(ゆすはら)宮(賀来社) 大宮司(だいぐうじ) 家で平左衛門尉章妙・頼妙・盛妙・有妙・経妙と相伝するが、19世紀には賀来氏が大友氏に安堵(あんどう)されるようになる。地頭は佐伯惟家(これいえ)・惟頼(これよ)り・惟綱(これつな)・惟永(これなが)・惟経(これつね)・惟政(これまさ)とつづき、賀来氏を称した。名田(みょうでん)は千代丸名(ちよぢ) 乙丸(おとまる)名 和田上名 藤末名 次郎丸名 秋藤名 久武名 行延名 貞清名 近末名 小原名 宗安名 鬼藤名 や 小野津留郷 生石村 由原村 等が散見されるが面積 年貢額等は不明。平丸名については、保延5年(1139)、平丸郡司藤原貞助が阿南郷黒田里九坪1町歩を由原宮 大般若経(だいはん)にやきよう(修理料田)として国衙(こくが)の免判を得て寄進した文書が残っている。郡司が開発した別名平丸名を神宝修理用途料として由原宮に寄進したらしい。これを阿南荘につけず、賀来荘に含めたのはなぜであろうか。正応2年(1289)ころから平丸名を平丸保と云っている。

賀来氏の荘園侵略

【佐伯惟家】治承3年(1179)、領家一条家より賀来荘下司職に補任(ぶにん)されたが、翌年解任された。緒方惟栄(これよし)の拳兵に關係があつたのであろうか。文治3年(1187)、領家の命に背かないと起請文(きし)

が安堵した。享祿4年(1532)、由原宮供僧6坊が、大宮司以下の賀来一族の悪行を大友義鑑(よしあき)に訴えた。

【鑑綱(あきつな)】掃部頭。天文8年、大宮司として有職故実の伝授を受けた。子の宮千代も永祿4年(1561)大宮司になった。平氏を称す。

【某】民部少輔。天文22年(1553)1月、上意をつけて弟將監と共に一万田弾正忠(いちまんだんじょう)のじょう(父)子を討伐した。民部は重傷を負って死亡した。大友義鎮(よししげ)の股肱として活躍した。

【某】紀伊守。賀来社地頭。天文12年ころ、由原宮師一跡を賀来民部少輔の次男八房に嗣(つ)がせるよう画策した。弘治2年(1556)、姓氏の争いが原因で、小原鑑元(あきもと)が拳兵したとき、佐伯惟教(これのり)らと共に討伐され、肥後や直入郷入田郷の所領が没収された。

【某】天正14年(1586)ころ、賀来社大宮司は高崎城に籠城(ろうじょう)、普請等を馳走(ちそう)した(史料は「柞原八幡宮文書」が中心)。

参考文献 『大分市史』

「竹本弘文」

高森城(たかもりじょう)

黒田氏の築城理由

宇佐市大字高森字本丸三ノ丸。高森城といい、「両豊記(りょうほうぎ)」などによると宝森城と書かれているが、読みは「たかもり」である。平城(ひらじろ)。

城跡の位置と現況

高森城は 駅館(やっかん)川の東岸崖上にあり、台地が川にやや突き出し将棋の駒状を呈している。ここからは、宇佐平野 国東半島 周防灘(すおうなだ)が一望できる位置にある。城の縄張りは突出部の基部を二本の空堀と二本の土塁(どるい)で分断し、小字名はその西側が「本丸」、東側が「三の丸」となっている。その空堀と土塁の規模は、南北250m、東西70mある。西側の堀の中には、更に削り出しの小さい土塁状遺構(畝堀)が平行して造られている。堀はほぼ垂直に落ちる箱堀であり、底から土塁の上面までの高さは約9mを測る。西側土塁の中央部付近には幅25m、長さ15mの枅形(ますがた)状を成し、「ここに矢倉(やぐら)などの軍事施設が構築されていたものと推定される。同様の枅形状遺構は北側にも1か所で認められる。堀はそれに平行して折れ曲がっている。土塁のすぐ西側中央部には郭があり、ここだけは南北西の三方に空堀がめぐり、中から瓦片が多く出土した。この郭は人為的に土盛されたもので、瓦葺(かわらぶき)の建物が存在していたことが判明し、城主が居住していた中心的な場所であることが裏付けられた。三の丸地区では、東南端の東及び南側に空堀と土塁の一部が残っており、城の外堀に該当する。昭和58年(1983)からの2年にかけて、大幹線農道東西線敷設に伴う緊急発掘調査が実施され、黒田氏の築城時の掘立柱(ほったてばしら)建物(土壇(どこう))堀溝などが確認された。遺物は瓦(軒丸瓦)のきまるかわら(軒平)のきひら(瓦丸瓦 平瓦 鬼瓦)、土器(瓦器 土師器)はじき(染付)、石製品、銅銭などが出土。

築城の伝承

『大宇佐郡史論』によると、元暦元年(1185)緒方三郎惟栄(これよし)が源義経(よしつね)を迎えるために、豊後国 岡城(竹田市)を本城とし、豊前国にかけての繫(つなぎ)の城として宝森城を築き、一族の加来(かく)小太郎 綱平(つなひら)という者を置いたという。以来、加来氏の居城であったが、天正11年(1589)に黒田氏に攻められ、城主 加来彦次郎は屠腹(とぶく)して死去、その後、黒田兵庫頭が城代として宇佐郡を制していた。慶長5年(1600)9月、黒田軍が豊後へ出兵する際、当城に陣をとり勢揃(せいぞろ)へをしたという。緒方三郎惟栄築城説は信用できないが、加来氏との関連も史料がなく判然(はつぜん)としない。

史料に見える高森城

天正8年(1587)ころと推定される 田原 紹忍(じょうにん)書状に、「昨日葛原表において、高森の者共懸け合(い)疵(きず)を被る粉骨の次第、誠に感悦極まり無く候」とあり、高森にも在地小領主がいたことがわかる。この

点、最も有力視されるのが都留氏で、高森城は都留氏の居館を前身とした可能性があるが確証はない。同9年2月6日、宇佐宮は大友軍に包囲され焼き打ちされたが、この時、大友方の橋津氏が北面の高森を固めており、高森城を拠点にしていたと考えられる。「黒田家譜」によると、天正5年(1577)に黒田孝高(よししたか)(如水(じょすい))の同母弟利高の居城であったとが判明する。この年の7月、孝高は豊臣秀吉によって豊前6郡(京都(みやこ)築城 仲津 上毛 下毛 宇佐)を給与され入部。同10月に黒田氏に対する反乱、豊前一揆(いつき)が勃発(ぼつぱつ)した。宇佐宮寺内部も二分され、反黒田方の益永民部少輔(宗世) 祝対馬太夫 万徳坊 小山田左近や国人(こくじん) 領主など数十人、黒田方は時枝平太夫とその弟 宮成吉左衛門 などであった。宇佐宮寺の上層部が黒田方についたため、宇佐郡内の多くの国人領主は宇佐宮社人であり、宇佐大宮司家宮成氏の下知に服従したようである。「総 検校(けんぎょう)益永家系図」の割注に、「政所(まんどころ)惣検校民部少輔天正年中、高森に於いて戦死」と見え、高森での激しい攻防戦が展開されたのである。

黒田氏の築城理由と廃絶

黒田氏築城の理由としては、次のように考えられる。豊後国を監視するための境目の城であった。宇佐郡を支配統治するための拠点であった。宇佐平野を一望でき、常に国人領主の動向を把握できる。駅館川の河口付近にあり、その西側対岸には宇佐郡の表玄関に当たる良港 江嶋津があり、商業を管理し掌握することができる。黒田氏に協力的な時枝氏の拠(よ)る時枝城まで西方約5.5kmで、連絡可能な位置にある。有事の際、本城である中津城からの海路による救援が期待できる。「黒田家譜」などによると、慶長5年(1600) 関ヶ原の合戦の直前、東軍(徳川家康)方についた黒田如水は軍勢を率いてこの城に入り、ここから豊後の西軍方攻略に出陣した。同年、その戦功により筑前福岡52万石に転封となり、その後に丹後宮津から細川 忠興(ただおき)が入部した。この段階でこの城は廃絶したようである。慶長8年、時枝新助 源内が、高森で誅伐(ちゆうばつ)されたとある(『四日市村年代記』)。何が原因で殺害されたかは不明であるが、時枝氏はこの廃城に籠(こも)って抵抗したものと推察される。